

2020年11月20日

内閣総理大臣 菅義偉殿  
厚生労働大臣 田村憲久殿

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい  
東京都新宿区山吹町 362 番地みどりビル 2F  
理事長 大西連

Tel: 03-6265-0137 Fax: 03-6265-0307

<https://www.npomoyai.or.jp/> Email: [info@npomoyai.or.jp](mailto:info@npomoyai.or.jp)

## 新型コロナウイルスの影響を受けての生活困窮者等への支援施策についての要望

私たちは、国内の貧困問題に取り組むNPOとして、生活に困窮された方や社会保障制度を必要とされている方への相談・支援をおこなっています。

現在、当法人にも新型コロナウイルスに関連して生活に困窮した方が相談に訪れています。当法人は4月以降、相談体制を強化し緊急的に相談対応をおこなっていますが、例年の1.5倍から2倍近くの相談件数となっています。

相談内容としては、例えば、

- ・ネットカフェ生活をしていましたが、日雇いの仕事が減少し、数日前から野宿になった。
- ・住み込みで働いていたが事業縮小により失業し、寮を出なければならなくなった。
- ・もともと失業していて現在の経済状況で仕事に就くこともできず家賃を払えなくなった。
- ・家族と生活していたがDV／虐待が悪化して家にいられなくなった。

などがあります。

個別の状況はさまざまながら、新型コロナウイルスに関連した休業等のみならず、急速な経済状況の悪化等（以下、「コロナ禍」）により、失業や収入が減少した方、安全な居場所を失った方が多くいることを現場で実感しております。

厚生労働省をはじめ、政府としても、さまざま支援策によって生活困窮者を支援しておりますが、年末年始にむけて支援施策の期限を迎えるものや、制度の拡充が求められているものもあります。また、現状において、各制度とりわけ緊急小口資金等の特例貸付などは、過去に類を見ない数の方が利用しており、今後さらなる支援を必要とする方が増えることが見込まれています。

具体的に生活困窮者等の支援に関わる制度の利用実績は下記のようになっています。

- ・生活保護利用者は増減を繰り返している。（4月は新規申請1.24倍だったが）
- ・緊急小口資金等の特例貸付は3/25～10/31までで全国での累計支給件数が1,294,139件（2011年度は1年間で約7万件）、累計支給決定額が4762.3億円となっている。
- ・住居確保給付金の利用者も10万人を越えている（昨年は月に400件程度）。
- ・雇用調整助成金は全国で、2/14～11/9までで累計申請件数が1,840,609件、累計支給決定額が21,050.43億円となっている。

これらの支援施策によって生活を何とか維持できている人がいる一方で、各制度の期限の延長やさらなる

要件緩和等が必要であると考えています。

また、DV や虐待にかんする相談窓口の実績は以下の通りとなっています。

- ・政府や地方自治体の相談窓口寄せられた DV 相談の件数は 5 月から 8 月まで前年同月比の約 1.4~1.6 倍と増加している。
- ・児童相談所が虐待として対応した件数は 1 月から 6 月末まで全国で 9 万 8 千件余りにのぼっている。いずれも相談／対応の件数は増加しており、数字にのぼらないケースも相当数にのぼるとみられています。また、こうした相談をしている方の中には上記の支援施策の対象となりうる方も含まれています。

以上のことを踏まえて、各制度について下記の通り要望いたします。

### 1. 生活保護について

安倍晋三前総理大臣は、2020 年 6 月 15 日の参院決算委員会において、生活保護について「国民には文化的生活を送る権利がある。ためらわずに申請、相談をしてもらえたらと思う」と答弁をしています。しかし、コロナ禍で生活保護の新規申請が増加しているとは言えない状況です。

当法人への相談のなかでも、「扶養照会」がなされる可能性があることや自動車等の「資産活用」の要件を理由に申請をためらってしまう、諦めてしまう人が多くいます。コロナ禍での特例措置として下記について、生活保護の要件緩和をおこなってください。

- ・扶養照会についてこれを廃止する。
- ・自動車の保有および居住不動産等の保有を認める。

### 2. 住居確保給付金について

コロナ禍の下、最長 9 カ月の利用が可能となっていますが、4 月から制度を利用している人は 12 月で期限を迎えます。下記の通り、制度の延長や要件緩和をおこなってください。

- ・期限を 9 カ月からさらに延長する。
- ・必要に応じて無期限の制度に変える。
- ・転居に必要な費用も対象に含める（高額家賃の場合の転居や住まいがない人の住居確保のため）。
- ・収入要件を公営住宅の入居基準に準じた基準とする。

### 3. 緊急小口資金等の特例貸付について

緊急小口資金、総合支援資金貸付を合わせると最長 7 カ月分の生活費を借りることができます。4 月に借り入れた人は 10 月には貸付期限を迎えますが、なかには、貸付金額が 100 万円以上になる場合もあります。償還免除規定はあるものの、生活再建した場合、長期にわたって継続して返還していく必要があり、コロナ禍での失業や減収がその後の生活再建に負の影響を及ぼす恐れがあります。特例貸付にかかわり、下記について検討してください。

- ・貸付ではなく「真摯な就労活動」などを条件に「給付」にする。
- ・給付つき職業訓練などの仕組みを拡大する。

#### 4. DV・虐待等で家にいることができない方への支援

コロナ禍において、DVや虐待の相談が増加しています。支援情報等の周知はもとより、緊急的な避難場所としての宿泊施設等の確保などをおこなう必要があります。下記について予算措置等を講じてください。

- ・緊急的な避難場所としての宿泊施設等について、地方公共団体と協力してその確保をおこなう。
- ・相談支援や宿泊支援等をおこなう民間団体等への支援をおこなう。

#### 5. オンライン申請について

生活困窮者支援に関わる各制度について、一部、郵送等での制度申請等は可能となっていますが、まだまだ相談支援や制度申請の際に面談等を必要とする人が多いのも事実です。感染予防の観点からも、オンラインでの制度申請を可能にしていくこと、また、すでに可能であるものについてはオンラインでの申請を容易にするための措置を講じることを求めます。

#### 6. 支援制度の周知について

政府においては、政府広報等を活用して、コロナ禍での支援制度の周知に尽力していることと思います。しかし、まだまだ、生活困窮者支援の分野では、生活保護、住居確保給付金、緊急小口資金等の特例貸付など、十分に周知が図られているとは言えません。年末年始に向けて、生活に困窮する人が増加する恐れもあるなかで、あらゆる媒体、機会を活用して、必要な人が支援施策にアクセスできるように、制度の周知に努めてください。

以上